

入札関係書類 ダウンロード版 もくじ

＜案件名称＞ 「年度後半における集中的な就職面接会事業」業務委託

	ページ数
1 入札公告.....	1～3
2 入札説明書.....	4～11
3 入札説明書 別紙・様式.....	12～27
4 入札説明書別添1 委託要綱・契約書.....	28～68
5 入札説明書別添2 仕様書.....	69～80

※1 ホームページから本ファイルをダウンロードした際には、25ページにある「**入札関係書類受領書**」を必ずご提出ください。

※2 各様式の元データ（エクセル・ワード）の交付をご希望の場合は、下記担当者までご連絡ください。

担当者

〒730-8538

広島県広島市中区上八丁堀6-30広島合同庁舎2号館5階

広島労働局 総務部 総務課

会計第2係 佐々木・中島

電話番号：082-221-9241

MAIL：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 8 月 31 日

支出負担行為担当官広島労働局総務部長 向山 和紀

1 概要及び日程等

(1) 調達件名及び数量	年度後半における集中的な就職面接会事業
(2) 履行期間又は履行期限	契約日から事業終了日又は令和 9 年 3 月 31 日 (水) までのいずれか早い日
(3) 履行場所	支出負担行為担当官が別途指定する場所
(4) 契約方法	一般競争入札 (最低価格落札方式)
(5) 入札説明書の交付	この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限まで 広島労働局ホームページからダウンロードすること。 【広島労働局ホームページ】 https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/ 「調達・売払情報」⇒「入札情報」
(6) 入札説明会の日時及び場所	実施しません
(7) 競争参加資格確認関係書類等の提出期限	令和 8 年 9 月 18 日 (金) 17 時 00 分
(8) 入札書の提出期限	令和 8 年 9 月 30 日 (水) 13 時 30 分
(9) 開札の日時	令和 8 年 9 月 30 日 (水) 14 時 00 分
	当日の立ち会いは不要です。

2 照会先

- (1) 入札説明書の交付、入札書等の提出に関する問い合わせ先

〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館 5 階

広島労働局総務部総務課 担当：佐々木、中島

TEL：082-221-9241

電子メール：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

- (2) 仕様に関する問い合わせ先

〒730-0013 広島市中区八丁堀 5-7 広島KSビル 4 階

広島労働局職業安定部職業安定課若年者雇用対策係 担当：下手、吉田

TEL：082-502-7831

電子メール：shimote-yuki.qj2@mhlw.go.jp

yoshida-shigeoaa@mhlw.go.jp

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長から「役務の提供等」で A、B 又は C 等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 厚生労働省から指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 資格審査申請書及び添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札方法等

(1) 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、落札者との契約は単価契約により締結するものとする。

また、契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額が契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

入札金額は、直近の実勢価格を踏まえた金額とするとともに、契約期間中に最低賃金額の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込んだ金額とすること。

(2) 電子調達システムの利用

本入札は電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難しいものは、紙による入札を認める。

(3) 開札場所

広島労働局総務部総務課（広島合同庁舎 2 号館 5 階）

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

期日までに入札説明書別紙 3 により令和 07・08・09 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し等を上記 2（1）まで提出すること。

また、入札に参加を希望する者は、上記書類とあわせて競争参加資格に関する誓約書及び暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。

また、入札に参加した者が、(3) の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは

誓約書に反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件を全て満たし、入札説明書において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) その他 詳細は入札説明書及び仕様書による。

「年度後半における集中的な就職面接会事業」

入 札 説 明 書

「年度後半における集中的な就職面接会事業」の調達に関わる入札公告（令和 8 年 8 月 31 日付）に基づく入札等については、他の法令等で定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 向山 和紀

2 調達内容

(1) 調達案件 年度後半における集中的な就職面接会事業

(2) 調達案件の仕様

別添 1「委託要綱」及び別添 2「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から事業終了日又は令和 9 年 3 月 31 日までのいずれか早い日

(4) 履行場所

別添 1「委託要綱」及び別添 2「仕様書」のとおり。

(5) 入札方法

入札金額は総価とする。また、落札者の決定は、最低価格落札方式をもつて行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

また、この契約金額は概算契約における上限額であり、事業終了後、事業に要した額の確定を行い、実際の所要金額がその契約金額を下回る場合には、実際の所要金額を支払うこととなる。

入札金額は、直近の実勢価格を踏まえた金額とするとともに、契約期間中に最低賃金額の改定をはじめとする労務費、原材料費、エネルギーコスト等の変動が具体的に見込まれる場合は、当該変動を見込んだ金額とすること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除する（会計法第 29 条の 4、第 29 条の 9、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 72 条第 1 項、第 77 条第 2 号及び第 100 条の 3 第 3 号）。

3 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
- ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者。
 - イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ア 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - イ 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。)
- (5) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (7) 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格ISO/IEC27001又は日本産業規格JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク付与（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していること。
- (8) 過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。
- (9) 本業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。

- (10) 個人情報等の適切な管理が可能な作業場所や設備・機器が用意できること。
- (11) 入札書提出時において、過去2年間に広島労働局が所管する委託事業で以下のいずれかに該当し、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
- ① 契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと
 - ② 契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと
 - ③ 契約書に基づき、委託者から実施状況報告を求められたにも関わらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと
 - ④ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと
- (12) 情報の漏えい、改ざん、消失等の事象が発生した場合において実施すべき事項、手法等が明確化されており、かつ、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育体制が整備されていること。また、過去に重大な情報漏えい問題が発生していないこと。
- (13) 履行場所に関し、本業務が履行可能な施設、設備等を有していること。なお、自然災害やシステム災害等が生じた際、代替設備やバックアップ機能により、業務の継続履行が可能であること。
- (14) その他仕様に基づく要件等を満たしていること。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び本入札に関する問い合わせ先
広島労働局ホームページからダウンロードすること。
なお、広島労働局ホームページから入札説明書等をダウンロードした場合は、別紙8「入札関係書類受領書」を下記担当あて郵送またはメールにて提出すること。

【広島労働局ホームページ】

<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/>

「調達・売払情報」⇒「入札情報」

〒730-8538 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階

広島労働局総務部総務課 担当：佐々木・中島

電話：082-221-9241

電子メール：hir-kaikei2@mhlw.go.jp

- (2) 仕様書に関する問合せ先

ア 問合せ先・方法

下記のアドレスへのメールにて受け付ける。

なお、メールの件名は本事業に係る問合せであることが分かるものとする
こと。

〒730-0013

広島市中区八丁堀5-7 広島KSビル4階

広島労働局職業安定部職業安定課

担当 下手、吉田

電話 082-502-7831

電子メール shimote-yuki.qj2@mhlw.go.jp

yoshida-shigeoaa@mhlw.go.jp

イ 問合せの受付期間

令和8年8月31日（月）～令和8年9月11日（金）17時

ウ 問合せに対する回答

問合せに対する回答は、令和8年9月18日（金）17時までに、質問者及び入札書類を交付しかつ入札に参加を希望する者に対しメール等で行う。

5 入札書の提出場所等

本入札案件は、電子調達システム（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>）により執行することとし、厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）及び入札書の提出は以下のとおりとする。原則、入札は電子入札によること。

（1）電子調達システムにより入札を行う場合

ア 入札書の提出期限

令和8年9月30日（水）13時30分

イ 電子調達システムにより入札する場合には、通信状況により提出期限時間内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間に余裕をもって行うこと。入札書の提出期限に遅れた場合は一切認めない。

（2）紙による入札の場合

ア 入札書の提出期限

令和8年9月30日（水）13時30分＜電子調達と同一日時＞

イ 入札書は別紙1の様式により作成し、封筒に入れ、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和8年9月30日（水）開札『年度後半における集中的な就職面接会事業』の入札書在中」と朱書きし、提出期限までに上記4（1）へ提出しなければならない。

なお、原則郵送（書留郵便に限る。）で提出とするが、持参での提出も可とする。

再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書か分かるようにすること。

ウ 入札書には電子くじ番号として、任意の3桁を記入しなければならない。入札書に電子くじの記載がない場合には、職員が任意の数字を電子調達システムに入力する。

※ 電子調達システムでは、電子くじ番号に無作為の数字を加算して「確定くじ番号」が決定され、「確定くじ番号」は、落札者となるべき者が二人以上いる場合のくじ引き（7（2）イ参照）に使用される。

エ 紙による入札の場合は、別紙 6 の様式を提出しなければならない。

オ 紙により入札する場合には、郵送又は持参の提出方法にかかわらず、提出期限までに上記 4（１）の連絡先へ、入札書を提出した旨を電子メールにより連絡すること。

その際、メールの件名は「令和 8 年 9 月 30 日（水）開札『年度後半における集中的な就職面接会事業』の入札書提出の連絡」とし、メールの本文に競争参加者の氏名、名称又は商号を記載すること。

事前連絡が無い場合は、落札者の決定に影響する可能性があるため留意すること。

（３）入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

（４）代理人による入札

ア 代理人が電子調達システムにより入札に参加する場合は、当該システムで定める委任の手続きをあらかじめ終了しておかなければならない。

なお、電子調達システムにおいては、復代理人による入札は認めない。

イ 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入しておくとともに、入札時までに別紙 2 による委任状を上記 4（１）に提出しなければならない。

なお、代表者名で入札する場合の委任状は不要とする。

ウ 入札者又は代理人（以下「入札者等」という。）は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

（５）入札手続に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、令和 8 年 9 月 18 日（金）17 時 00 分までに別紙 3 に記載のある競争参加資格等確認関係書類をスキャナ等により電子データ化したものを、電子調達システムに定める手続に従い提出しなければならない。

なお、紙による入札の場合は、競争参加資格等確認関係書類の写しを上記 4（１）本入札に関する問い合わせ先に提出すること。

（６）入札の無効

ア 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

イ 代理人による入札において、入札時までに委任状の提出がない場合は、当該入札書は無効とする。

ウ 別紙 4 及び別紙 5 の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（７）入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることができる。

(8) 入札書及び競争参加資格確認関係書類等の日付は提出日とする。

6 開札の取扱い

(1) 開札の日時及び場所

令和8年9月30日(水) 14時00分

広島労働局総務部総務課(広島合同庁舎2号館5階)

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、開札場における立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻に端末の前で待機し、同システムにより開札に立ち会うものとする。

(3) 紙による入札の場合

ア 紙により入札書を提出した場合には、開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日までに、上記4(1)の連絡先へ電話又はメールで連絡すること。

イ 入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うため、事前の連絡は不要である。開札の結果は電話等で連絡する。

ウ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

エ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 入札者又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札への参加を希望する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書も同封すること。

紙による入札で入札者又はその代理人が開札に立ち会う場合にも、上記5(2)における入札書の提出時にあらかじめ再度入札のための入札書を同封すること。

電子調達システムにおいては、再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うものとする。

7 その他

(1) 本入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

ア 本入札説明書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者が次に該当する場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。また、次の場合は、入札者は事後の事情聴取及び関係資料等の提示について協力しなければならない。なお、事情聴取及び関係資料等の提示に応じない場合又は不十分な場合は、「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としなない場合があるため留意すること。

その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認められる場合

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当省が用意した入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(3) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、落札者からの落札額の内訳（請負金額内訳明細書）の提出後、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が、遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案2通に記名押印をし、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記のイの場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

オ 契約締結後、国は契約に係る情報（契約日、契約の相手方の名称、住所、法人番号及び契約金額等）を公表する。

(4) 支払条件等

適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

(5) 人権尊重への取組

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

(6) インボイス制度の施行

インボイス制度の施行に伴い、受託者が適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者または登録を受けていない課税事業者。以下「免税事業者等」という。）から課税仕入れを行う場合、仕入税額控除を行うことができなくなることによる受託者の負担については、国が支弁する。そのため、免税事業者等から課税仕入れを行うことを予定している場合は、増加する負担額を応札時点で事業総額に計上した上で、契約金額を見積もること。なお、その際は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までにおいては、免税事業者等からの仕入税額相当額の8割、令和8年10月1日から令和11年9月30日までにおいては、免税事業者等からの仕入税額相当額の5割を仕入税額とみなして控除することが可能である経過措置を踏まえること。

なお、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対しその地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるおそれがある。仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が直ちに問題となるものではないが、見直しに当たっては優越的地位の濫用に該当する行為を行わないよう注意すること。

(7) 契約を締結しない場合の違約金

落札した者が契約を締結しない場合は、落札価格（入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（円未満の端数切捨て）の100分の5に相当する金額（円未満の端数切上げ）を違約金として納めなければならない。

○ 様式等

- 別紙1 入札書作成様式
- 別紙2 委任状
- 別紙3 競争参加資格等確認関係書類
- 別紙4 競争参加資格に関する誓約書
- 別紙5 暴力団等に該当しない旨の誓約書
- 別紙6 電子調達システム案件の紙入札方式での参加について
- 別紙7 適合証明書
- 別紙8 入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）

様式1 障害者の雇用状況に関する報告書

様式2 関係会社一覧表

別添1 委託要綱

別添2 仕様書

入 札 書

¥ _____

案件名：「年度後半における集中的な就職面接会事業」

上記のとおり入札説明書を承諾の上入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

代理人

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

電子くじ番号 (任意の数字3桁を記入)		

※「電子くじ番号」に数字の記入がない場合は、職員が任意の番号を入力する。

※代理人で入札する場合は、代表者氏名の下に代理人である者の氏名を記載し、別途委任状を添付すること。

委 任 状

(住所)

私は、(氏名)_____を代理人と定め下記案件の
入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

案件名：令和 8 年 9 月 30 日（水）開札
「年度後半における集中的な就職面接会事業」

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

競争参加資格等確認関係書類

1 提出書類

- (1) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の写
- (2) 以下の直近2年間の保険料の領収書の写（①②ともに必須）
 - ①労働保険
 - ②厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金（以下、アを原則とし、用意できない場合はイ）

ア 保険料の納付を受け付ける機関による証明日（提出日から6か月以内）において過去2年以上の保険料の滞納がないことの証明がなされた書面（写しの提出可）

例：労働保険料等納入証明書（労働保険）、社会保険料納入証明書（社会保険）

イ 直近2年間の領収書等納付状況を明らかにできる書類の写し

例：納付書・領収証書（労働保険）、領収済通知書（健康保険、厚生年金保険）、健康保険料振込受付書（健康保険）
- (3) 誓約書（別紙4及び別紙5）及び添付書類
- (4) 《紙入札の場合のみ》 電子調達システム案件の紙入札方式での参加について（別紙6）
- (5) 適合証明書（別紙7）
- (6) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく令和8年の障害者雇用状況報告書の写し。法定雇用率を達成していない場合にあつては、障害者雇入れ計画の写し（障害者雇入れ計画の作成命令を受けていない場合は、現在の状況について障害者雇用状況報告に準じた文書。なお法定雇用率を達成していない場合にあつては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいることを示す書類）。ただし、常用労働者数が37人以下の事業主については様式1。
- (7) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく令和8年の高年齢者雇用状況報告書の写し。令和8年の高年齢者雇用状況報告において高年齢者雇用確保措置を未導入、若しくは、未提出の場合は、高年齢者雇用確保措置を定め、労働基準監督署に提出をして受領印のある就業規則の写し（適法に就業規則を提出していない場合にあつては、高年齢者雇用確保措置を講じていることを示す書類）。

- (8) 関係会社（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち、「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」をいう。）がある場合には、当該関係会社に係る一覧表（様式2）

2 提出期限 令和8年9月18日（金）（17時00分）

競争参加資格に関する誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 この入札の入札書提出期限の直近 1 年間に於いて、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 3 以下の①、②のいずれにも該当しないこと。
 - ① 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当する者であること。
 - ② 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当する者で、その事実があつた後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）であること。
- 4 入札書提出時に於いて、過去 2 年間に広島労働局が所管する委託事業で、以下のいずれかに該当し、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
 - ① 契約書に基づき、受託者の責に於いて、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと
 - ② 契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと
 - ③ 契約書に基づき、委託者から実施状況報告を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと
 - ④ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責に於いて、業務の未履行のために不合格となったこと
- 5 事業の実施にあつては、各種法令を遵守すること。
- 6 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 7 前記 1 から 6 について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先につい

ても同様であること。

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

誓 約 書

☐ 私

☐ 当社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名又は代表者名

※個人の場合は生年月日が明らかとなる資料を、法人の場合は役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

【添付書類の参考様式】

役員等名簿

法人（個人）名：

役職名	(フリガナ)	生年月日
	氏名	
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

電子調達システム案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名 「年度後半における集中的な就職面接会事業」
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
(記入例)
 - ・ 認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

令和 年 月 日

住 所
商 号
代表者

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

令和 年 月 日

適 合 証 明 書

入札説明書に記載の「競争参加資格」について以下のとおり適合することを証明いたします。

住所

商号又は名称

代表者氏名

案件名：「年度後半における集中的な就職面接会事業」

競争参加資格	適否	合格判定の拠となる事由
予決令第 70 条及び第 71 条に規定される次の事項に該当しないこと。 ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者。 イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 2 年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。） （ア）契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者 （イ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者 （ウ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者 （エ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務		添付書類は不要（資格を満たす旨を記載すること）

の執行を妨げた者 (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者 (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者 (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者		
令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有すること。		添付書類は不要(別紙3に基づき提出すること)
資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないこと。経営の状況が健全であること。信用度が極度に悪化していないこと。		以下の写しを添付。 ・過去2か年度分の財務諸表 ・公認会計士若しくは監査法人による監査報告書の写し、又は、民間で使用されている「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」(日本税理士会連合会作成)若しくは「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」(日本税理士連合会作成)を用いて税理士が確認した結果の写し(過去2か年度分)
労働保険及び厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと(入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。)		添付書類は不要(別紙3に基づき提出すること)
厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。		添付書類は不要(資格を満たす旨を記載すること)

入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。		添付書類は不要（資格を満たす旨を記載すること）
「情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格ISO/IEC27001又は日本産業規格JISQ27001）の認証」又は「プライバシーマーク付与（JISQ15001）」のうち、いずれかを取得していること。		認定書等の写しの添付
過去に本事業と同等規模以上の類似業務の実績を有していること。		実績を有することが分かる資料（様式任意。概ね5か年度以内。国及び地方公共団体との契約があれば優先的に記載すること。）
本業務の作業場所及びデータの保管場所は、日本国内とすること。		作業場所及びデータの保管場所について、左記の条件を満たすことが分かる資料（所在地、写真等）を添付すること。
個人情報等の適切な管理が可能な作業場所や設備・機器が用意できること。		作業場所や設備・機器について、左記の条件を満たすことが分かる資料（レイアウト図、写真等）を添付すること。
入札書提出時において、過去2年間に広島労働局が所管する委託事業で以下のいずれかに該当し、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断される者でないこと。 ① 契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと ② 契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと ③ 契約書に基づき、委託者から実施状況報告を求められたにもかかわらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと ④ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となつ		添付書類は不要（資格を満たす旨を記載すること）

たこと		
情報の漏えい、改ざん、消失等の事象が発生した場合において実施すべき事項、手法等が明確化されており、かつ、情報セキュリティ及び個人情報保護に関する教育体制が整備されていること。また、過去に重大な情報漏えい問題が発生していないこと。		添付書類は不要（資格を満たす旨を記載すること）
履行場所に関し、本業務が履行可能な施設、設備等を有していること。なお、自然災害やシステム災害等が生じた際、代替設備やバックアップ機能により、業務の継続履行が可能であること。		履行場所等に関する資料 (様式任意)
その他仕様に基づく要件等を満たしていること。		添付書類は不要（資格を満たす旨を記載すること）

※「適否」の判定に当たっては、「○」又は「×」のいずれかを記入すること。

入札関係書類受領書（電子入札・紙入札共通）

広島労働局総務部 総務課 会計第2係 佐々木・中島 行

（メールアドレス：hir-kaikei2@mhlw.go.jp）

入札件名	年度後半における集中的な就職面接会事業
参加入札方式 （入札に参加する場合）	☐ 電子調達システム ☐ 紙入札 （いずれかにチェック）
受領日（ダウンロード日）	
事業所名	
担当者名	
担当者電話番号	
担当者メールアドレス	
連絡事項	

※ 入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、本票に記載のうえ、上記メールアドレスへ必ず送信して下さい。（郵送でも可。）

※ 急な仕様の変更等をダウンロードした業者様にご連絡する際に使用します。

障害者の雇用状況に関する報告書

令和8年度優良募集情報等提供事業者の推奨事業に係る入札に参加するに当たり、令和8年6月1日現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
厚生労働省職業安定局雇用保険課長 殿

A 事業主	(ふりがな) 氏名 (法人にあっては 名称及び代表者 の氏名)	()	住所	〒 (法人にあっては 主たる事務所の 所在地) (Tel - -)
B 雇 用 の 状 況	① 常用雇用労働者の数			
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)			人
	(ロ) 短時間労働者の数			人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 [$\text{イ} + (\text{ロ} \times 0.5)$]			人
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数			人
	② 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数			
	(ホ) 重度身体障害者の数			人
	(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数			人
	(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数			人
	(チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数			人
	(リ) 重度身体障害者である特定短時間労働者の数			人
	(ヌ) 身体障害者の数 [$(\text{ホ} \times 2) + \text{ヘ} + \text{ト} + ((\text{チ} + \text{リ}) \times 0.5)$]			人
	(ル) 重度知的障害者の数			人
	(ヲ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数			人
	(ヅ) 重度知的障害者である短時間労働者の数			人
	(カ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数			人
	(コ) 重度知的障害者である特定短時間労働者の数			人
	(ク) 知的障害者の数 [$(\text{ル} \times 2) + \text{ヲ} + \text{ヅ} + ((\text{カ} + \text{コ}) \times 0.5)$]			人
	(レ) 精神障害者の数			人
	(ソ) 精神障害者である短時間労働者の数			人
	(ツ) 精神障害者である特定短時間労働者の数			人
	(ネ) 精神障害者の数 [$\text{レ} + \text{ソ} + (\text{ツ} \times 0.5)$]			人
	③	計 [②の(ヌ)+②の(ク)+②の(ネ)]		
④	実雇用率(③/①のニ×100)			%

(様式2)

関 係 会 社 一 覧 表

1. 一般競争参加事業者

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

2. 関係会社

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

(記載上の注意)

「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。

年度後半における集中的な就職面接会事業委託要綱

(通則)

第1条 年度後半における集中的な就職面接会事業（以下「委託事業」という。）の委託については、この要綱の定めるところによる。

(委託事業の目的)

第2条 委託事業は、年度後半になっても内定を得ることができない大学等卒業予定者等の就職活動を支援し、未内定のまま卒業すること等を防ぐことを目的とする。

(委託事業の内容)

第3条 委託事業は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校において卒業年次の者及び既卒3年以内の者並びに一般若年層（35歳未満）の求職者を対象に就職面接会及び企業説明会（以下「面接会」という。）を年度後半に開催する。委託事業は、次のⅠからⅥまでに掲げる事業を実施する。

- Ⅰ 参加企業の募集及び選定
- Ⅱ 求職者への周知広報及び参加申込受付
- Ⅲ 面接会の会場準備及び当日の運営
- Ⅳ 面接会の開催結果報告
- Ⅴ その他面接会の企画、運営に係る業務

(委託先)

第4条 広島労働局長（以下「委託者」という。）は、本事業の実施に必要な特定の技術等を有する者のうち、競争入札に参加し落札した者（以下「受託者」という。）に、委託するものとする。

(委託事業実施計画書の提出)

第5条 受託者は、落札決定日から14日以内に「委託事業実施計画書」（別添1）を委託者に提出するものとする。

なお、再委託を行う場合は、次条に規定する「年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書」（別添2）（以下「契約書」という。）第12条第2項の書類を併せて提出するものとする。

(委託事業実施計画書等の審査及び契約の締結)

第6条 本事業の実施に必要な事項については、契約書に定める。

2 委託者が、前条により提出を受けた委託事業実施計画書について、事業の目的に照らし適当と認めるときは、支出負担行為担当官広島労働局総務部長が、遅滞なく受託者と契約を締結するものとする。また、受託者が再委託を希望する場合は、契約書第12条第2項の承認を必要とするものとする。

(別添 1)

令和 年 月 日

委託事業実施計画書

住 所
受 託 者
代 表 者

1 委託事業の目的・内容

(1) 目的

(2) 内容

2 委託事業を行う場所

3 委託事業実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日

4 実施計画の内容

(1) 委託事業実施計画（内訳別紙のとおり）

(2) 所要経費 金 円（内訳別紙のとおり）

5 個人情報等の送付手順書及びアップロード手順書（別紙 2 のとおり）

(別添 1 別紙 1)

委託事業実施計画

(1) 委託事業実施計画

(2) 所要経費

(単位：円)

区 分	金 額	所 要 経 費 積 算 内 訳
1 事業費		
2 管理費		
3 人件費		
4 消費税		
合 計		

(別添 1 別紙 2)

番 号
(元号) 年 月 日

広島労働局長 殿

受託者名

年度後半における集中的な就職面接会事業送付手順書及びアップロード手順書

個人情報等の適切な取扱い及び漏えい防止を徹底するため下記のとおり実施します。
また、情報セキュリティインシデントが発生した際は速やかに報告致します。

記

(1)

(別添 2)

年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書

年度後半における集中的な就職面接会事業委託要綱に基づく令和 8 年度における事業（以下「委託事業」という。）の委託について、支出負担行為担当官広島労働局総務部長（向山 和紀）（以下「甲」という。）と（受託者名）（役職）（氏名）（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

(委託事業)

第 1 条 広島労働局長（以下「委託者」という。）は、委託事業の実施を乙に委託する。

(事業の目的)

第 2 条 委託事業は、年度後半になっても内定を得ることができない大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校において卒業年次の者及び既卒 3 年以内の者並びに一般若年層（35 歳未満）の求職者の就職活動を支援すること等を目的とする。

(委託事業の実施)

第 3 条 乙は、委託者が定めた「年度後半における集中的な就職面接会事業に係る仕様書」及び、乙が委託者に提出した「委託事業実施計画書」に基づき委託事業を行わなければならない。

(委託期間)

第 4 条 委託事業の委託期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(委託費の交付額)

第 5 条 甲は、乙に対し、委託事業の実施に要する経費（以下「委託費」という。）として、金〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇, 〇〇〇円）を限度に交付する。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額である。

3 乙は、委託費を別紙「委託費交付内訳」に記載された委託対象経費区分（以下「経費区分」という。）に従って使用しなければならない。

(委託事業等の変更等)

第 6 条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託事業変更通知書（様式第 1 号）により、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(1) 委託事業の内容を変更するとき

(2) 国の予算額に変更があったとき

- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、委託事業変更承認申請書（様式第2号）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。
 - （1）実施計画に掲げる事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）
 - （2）委託費の経費区分の配分を変更する場合（人件費及び消費税を除く委託費の経費区分相互間において、それぞれの配分額のいずれか低い方の額の20%以内の変更を除く。）
- 3 委託者が、前2項の場合において、委託契約を変更する必要があると認めるときは、甲は、変更委託契約書（様式第3号）により、乙と変更委託契約を締結するものとする。
- 4 乙は、委託事業を中止又は廃止しようとするときは、委託事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 乙は、委託事業が予定の委託期間内に完了しないと見込まれるとき又は委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

（契約保証金）

第7条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（他用途使用等の禁止）

第8条 乙は、委託費をこの委託事業の目的に沿った事業経費以外に使用してはならない。また、委託事業の目的に沿った使用であっても、単価・数量に妥当性を欠くような過大な支出は禁止する。

（財産の管理）

第9条 乙は、委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）並びに賃貸借契約で調達した設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

- 2 乙は、委託事業の実施に当たり、乙が所有する機器等を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合は、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。この場合、財産及び機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

（郵券等の保管禁止）

第10条 郵券、回数券、プリペイドカード等金券及び消耗品を委託費により購入した場合には、委託事業の終了等までの間に費消しないことを禁止する。

（財産処分の制限）

第11条 乙は、委託事業完了等により財産の処分が発生する場合には、委託者経由で財産処分承認申請書（様式第5号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

い。なお、委託事業の実施に伴い取得した全ての財産について、売払い等により収入があったときは、国に納付しなければならない。

- 2 乙は、委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、委託事業が終了（委託事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、これを甲に返還するものとする。

（再委託）

第 12 条 乙は、委託事業の全部を第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、委託者経由で甲に再委託に係る承認申請書（様式第 6 号）を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が 50 万円未満の場合はこの限りでない。
- 3 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託先」という。）の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託事業の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託先と約定しなければならない。

（承認を受けた再委託内容の変更）

第 13 条 乙は、承認を受けた再委託の内容を変更する場合には、当該再委託が前条第 2 項ただし書に該当する場合を除き、再委託に係る変更承認申請書（様式第 7 号）を委託者経由で甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

第 14 条 乙は、再委託を行う場合には、当該再委託先の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図（様式第 8 号）を委託者経由で甲に提出しなければならない。また、再委託先からさらに第三者に委託が行われる場合も同様とする。

- 2 乙は、履行体制図に変更があるときは、速やかに履行体制図変更届出書（様式第 9 号）を委託者経由で甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、提出を要しない。

（1）受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合

（2）事業参加者の住所の変更のみの場合

（3）契約金額の変更のみの場合

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

（実施状況報告書）

第 15 条 委託者は、委託事業の実施状況を把握するため必要があると認めたときは、

乙に対し、委託事業実施状況報告書（様式第 10 号）の提出を求めることができるものとする。

2 乙は、前項の規定により委託者から委託事業実施状況報告書の提出を求められた場合には、その要求があった日から 20 日以内に提出しなければならない。

3 委託者は、委託事業実施状況報告書の内容から必要があると認める場合には、当該業務の実施について指示をすることができるものとする。

（業務完了報告書の提出）

第 16 条 乙は、業務終了後、直ちに業務完了報告書（様式第 11 号）を甲の指定する検査職員に提出しなければならない。

（検査の実施）

第 17 条 検査職員は、前条の業務完了報告書の提出後 10 日以内までに、乙の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合には、これに立ち会わなければならない。

2 乙は、検査の結果、不合格であったときは、検査職員の指定する期間内に未履行部分の業務を完了しなければならない。この場合に要する費用は乙の負担とする。

3 前項の規定は、不合格後の再検査の際にも適用するものとする。

（実施結果報告書の提出）

第 18 条 乙は、委託事業が終了（中止又は廃止を含む）したときは、その日から起算して 30 日以内又はその翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに委託事業実施結果報告書（様式第 12 号）を委託者に提出しなければならない。

（委託費の区分経理等）

第 19 条 乙は、委託事業の実施経過を明らかにするため、他の経理と区分して委託事業に係る収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておかなければならない。

（書類の備付け及び保存）

第 20 条 乙は委託事業の実施経過並びに委託事業に係る収入及び支出の関係を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、これに係る国の会計及び物品に関する規定に準じて、会計帳簿、振込書・領収書、決議書、預金通帳等の関係書類を整備しなければならない。

2 乙は、前項の書類等を委託事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

（実施に関する監査）

第 21 条 委託者は、委託事業の実施に関し必要があるときは、乙に対して関係書類及び資料の提出を求め、報告をさせ又は質問するなどの監査を行うことができることとする。この場合において、乙は、当該監査に応じなければならない。

2 委託者は、乙が再委託を行っている場合で必要があるときは、再委託先に対して、委託事業に係る関係書類及び資料について前項と同様の措置を講ずることができることとする。この場合において、乙は、再委託先をして当該措置に応じさせなければならない。

(委託費の精算等)

第 22 条 乙は、委託事業が終了（中止又は廃止を含む）したときは、その日から起算して 30 日以内又はその翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、委託費精算報告書（様式第 13 号）を委託者を經由して甲に提出しなければならない。なお、乙は、甲に提出する前に、出入金の状況及び内容を帳簿等で突合及び確認するとともに、精算報告書の支出額・残額とも帳簿等において確認しなければならない。

2 甲は、前項の委託費精算報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めたときは委託費の額を確定し、委託事業委託費確定通知書（様式第 14 号）により委託者を經由して、乙に対して委託費の確定通知を行うものとする。なお、委託費の確定額は、委託事業に要した経費と第 5 条第 1 項及び同条第 3 項に規定する委託費の限度額を経費区分毎に比較し、いずれか低い額とする。

3 委託事業の総額が、第 5 条第 1 項の額を超えるときには、その差額については、乙が負担する。

4 乙は第 2 項の規定による確定通知を受けたときは、直ちに委託費支払請求書（様式第 15 号）を作成し官署支出官広島労働局長（以下「官署支出官」という。）に請求するものとし、官署支出官は、原則として支払うべき額を確定した後、乙が提出する委託費支払請求書に基づいて支払を行う。この場合において、官署支出官は乙から適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。

(委託費の概算払)

第 23 条 乙が概算払による支払を要望する場合は、甲は乙の資力、委託事業の内容及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めた場合には、これを財務大臣に協議し、承認が得られた場合には、乙の請求により、国の支払計画承認額の範囲内で概算払をすることができる。

2 乙は前項の概算払を請求するときは、委託費概算払請求書（様式第 16 号）を官署支出官に提出するものとする。この場合において、官署支出官は乙から適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。

(支払遅延利息)

第 24 条 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により、第 22 条第 4 項又は前条第 2 項に定める期間内に乙に委託費を支払わない場合は、当該未払金額に対し昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」

(以下「告示」という。)に定める率により計算して得られた額(百円未満切捨)を遅延利息として支払わなければならない。

(概算払における委託費の返還)

第 25 条 乙は、第 23 条の規定に基づき委託費の概算払を受けた場合で第 22 条第 2 項の規定により委託費の額を確定した結果、委託費に残額が生じたときは甲の指示(様式第 17 号)により、その超える額を返還しなければならない。この場合において甲は第 22 条第 2 項に規定する確定通知を省略できるものとする。

また、委託費の取扱いから生じた利息についても甲の指示(様式第 17 号)に従って返還しなければならない。

(財産の帰属)

第 26 条 委託事業の実施に伴って取得した財産は、委託者に帰属するものとする。

(公表等の制限)

第 27 条 乙は、委託者の承認を受けた場合のほかは、委託事業の実施結果を公表してはならない。

2 乙は、委託事業遂行上知り得た秘密を第三者に洩らし又は他の目的に使用してはならない。

(競争参加資格に定めた事項に違反したときの報告)

第 28 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、競争参加資格に定めた事項に違反したときは、速やかに甲に報告する。

(契約の解除等)

第 29 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、委託事業の実施の全部若しくは一部の停止を命じ又は契約を解除若しくは変更することができる。

(1) 重大な法令違反があったとき

(2) この契約又はこの契約に係る競争参加資格に定めた事項に違反したとき

(3) 第 21 条に規定する監査において、関係書類及び資料を提出せず若しくは虚偽の資料を提出し、報告をせず若しくは虚偽の報告をし又は質問に対して回答せず若しくは虚偽の回答をするなどして監査を拒んだとき(再委託先にこれらの行為をさせ委託先の監査を拒ませたときを含む。)

(4) 第 22 条第 1 項の規定に基づき提出する委託費精算報告書その他委託事業に関し乙が行う甲への報告(第 21 条の報告を除く。)において、報告をせず又は虚偽の報告をしたとき

(5) この委託事業を適正に遂行することが困難であると委託者が認めるとき

(6) 契約履行期限までに業務が完了しないとき

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除すること

ができる。なお、本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、競争参加資格に定めた事項の違反により行政処分を受け又は送検されたとき
 - (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、競争参加資格に関する誓約書に虚偽があったことが判明したとき
 - (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき
- 3 甲は、第 1 項及び前項の規定により、契約を全部解除したときは、第 22 条及び第 25 条の規定に準じて委託費の精算を行う。また、契約が解除された場合において、乙は、甲との協議に基づき委託事業の残務を処理するものとする。
- 4 前項の場合において、第 1 項又は第 2 項各号に規定する事由について故意または重大な過失がないことを、乙が客観的かつ合理的な証拠により立証した場合を除き、甲は委託費の一部又は全部を支払わないことができる。また、既に交付した委託費がある場合には、その返還を求めることができるものとする。

(契約の解除に係る違約金)

- 第 30 条 前条第 1 項第 1 号、同項第 2 号、同項第 3 号、同項第 4 号、同項第 6 号及び前条第 2 項の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第 31 条 乙は、この契約に違反し、又は乙の故意若しくは過失によって国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に支払わなければならない。
- 2 甲は、第 29 条第 1 項第 5 号の規定により契約の解除をしたときは、乙に対して損害賠償の請求をしないものとする。
- 3 乙は、この契約を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害を賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(延滞金及び加算金)

- 第 32 条 乙は、第 25 条の規定による委託費の残額を甲の指定する期日までに支払わないときは、当該未払金額に対し告示に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を延滞金として支払わなければならない。
- 2 乙は、第 25 条の規定による委託費の預金利息、第 30 条第 1 項の規定による違約

金及び前条第 1 項の規定による損害賠償金を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年 3.0%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

- 3 乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費に係る領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、甲の求めにより、当該委託費の一部又は全部を返還し、更に委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払の日までの日数に応じて、年 20%の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切に使用した金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。
- 4 甲は、前項の「過失」により委託費を不適切に使用した場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、不適切に使用した金額の返還の全部又は一部を免除することができる。
- 5 第 3 項の委託費の返還については、第 1 項の規定を準用する。延滞金、違約金、元本（返還する委託費）及び第 3 項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、違約金、元本の順とする。

（個人情報の取扱い）

第 33 条 乙は、この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、委託事業に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じ、速やかに個人情報保護管理及び実施体制報告書（様式第 18 号）を委託者に提出しなければならない。なお、個人情報保護管理体制及び実施体制に変更があった場合には、速やかに個人情報保護管理及び実施体制報告書を修正し、提出するものとする。
- 3 乙は、委託契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾無しに、この契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、委託契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾無しに、当該契約による目的以外のために複写し、又は複製してはならない。作業の必要上委託者の承諾を得て複写又は複製した場合には、作業終了後、委託者の指示による方法で廃棄しなければならない。
- 5 乙が委託契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事業の終了後、委託者の指示による方法で廃棄若しくは返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 6 乙は、個人情報の漏えい等、個人情報の適切な管理の上で問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、事案の概要、対応状況等について個人情報漏えい等事案発生報告書（様式第 19 号）により、直ちに委託者に報告するとともに、

委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。

- 7 乙は、個人情報の管理の状況について、個人情報管理状況報告書（様式第 20 号）により、年 1 回以上委託者に報告しなければならない。
- 8 委託者は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができる。
- 9 本条の規定は、乙が委託事業の一部を再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。
- 10 本条の規定（第 2 項及び第 7 項を除く）は、本契約の終了後においてもなお有効に存続する。

（委託事業の引継ぎ）

第 34 条 乙は、国の会計年度又は委託事業が終了（中止又は廃止を含む。）した後、委託者が本委託事業を委託する次の事業者が乙でない場合には、当該事業の引継ぎを適切に行うものとする。

（信義則条項）

第 35 条 甲及び乙は、信義に基づき誠実にこの契約を履行する。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 36 条 甲は、本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対する書面による通知により本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

（2）乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は同法第 7 条の 7 第 3 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 37 条 乙は、本契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の指示に基づき、

契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する契約金額の10%に相当する額のほか、契約金額の5%に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する延滞金）

第38条 乙が前条及び第47条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の延滞金を甲の指示に基づき支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第39条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、乙に対する書面による通知により本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下

同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 40 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、乙に対する書面による通知により本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 41 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前 2 条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再委託先（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再委託先が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 42 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が、下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、乙に対する書面による通知により本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 43 条 甲は、第 39 条、第 40 条及び前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、第 39 条、第 40 条及び前条第 2 項の規定により甲が本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 44 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第 45 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第 46 条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

(2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

(3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第 1 号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第 47 条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の 10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第 48 条 甲は、第 17 条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)

を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと

(2) 直ちに代金の減額を行うこと

2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。

3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(監査)

第49条 委託者は、乙に対して仕様書等に定める情報セキュリティ対策に関する監査を行うことができる。この場合において、乙は、当該監査に応じなければならない。

2 委託者は、前項に規定する監査を行うため、委託者の指名する者を乙の事業所、工場その他の関係場所に派遣することができる。

3 委託者は、第1項に規定する監査の結果、乙の情報セキュリティ対策が厚生労働省の定める基準を満たしていないと認められる場合は、その是正のため必要な措置を講じるよう求めることができる。

4 乙は、前項の規定による委託者の求めがあったときは、速やかに、その是正措置を講じなければならない。

5 前各項の規定は、乙の下請負者について準用する。ただし、第3項に規定する委託者が行う是正のための求めについては、乙に対し直接行うものとする。

6 乙は、委託者が乙の下請負者に対し監査を行うときは、委託者の求めに応じ、必要な協力をしなければならない。

(事故等発生時の措置)

第50条 乙は、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生したときは、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を委託者に報告しなければならない。

2 次に掲げる場合において、乙は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、その後速やかにその詳細を委託者に報告しなければならない。

(1) 保護すべき情報が保存されたサーバ又はパソコン（以下「サーバ等」という。）に悪意のあるコード（情報システムが提供する機能を妨害するプログラムの総称であり、コンピューターウイルス及びスパイウェア等をいう。以下同じ。）への感染又は不正アクセスが認められた場合

- (2) 保護すべき情報が保存されているサーバ等と同一のネットワークに接続されているサーバ等に悪意のあるコードへの感染が認められた場合
- 3 第1項に規定する事故について、それらの疑い又は事故につながるおそれのある場合は、乙は、適切な措置を講じるとともに、速やかに、その詳細を委託者に報告しなければならない。
- 4 前3項に規定する報告のほか、保護すべき情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生した可能性又は将来発生する懸念について乙の内部又は外部から指摘（報道を含む。）があったときは、乙は、当該可能性又は懸念の真偽を含む把握し得る限りの全ての背景及び事実関係の詳細を速やかに委託者に報告しなければならない。
- 5 前各項に規定する報告を受けた委託者による調査については、前条の規定を準用する。
- 6 乙は、第1項に規定する事故がこの契約に与える影響等について調査し、その後の措置について委託者と協議しなければならない。
- 7 第1項に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合には、前項に規定する協議の結果、とられる措置に必要な費用は、乙の負担とする。
- 8 前項の規定は、委託者の乙に対する損害賠償請求権を制限するものではない。

（契約履行後における乙の義務等）

- 第51条 第49条及び第50条の規定は、本契約終了後においてもなお有効に存続する。ただし、当該情報が保護すべき情報でなくなった場合は、この限りでない。
- 2 委託者は、委託業務終了後における乙に対する保護すべき情報の返却、提出等の指示のほか、業務に支障が生じるおそれがない場合は、乙に保護すべき情報の破棄を求めることができる。
- 3 乙は、前項の求めがあった場合において、保護すべき情報を引き続き保有する必要があるときは、その理由を添えて甲に協議を求めることができる。

（価格交渉・価格転嫁に係る協議）

- 第52条 委託者又は乙から日本国内における賃金水準又は物価水準の変動その他事由に係る価格交渉についての申出があった場合、遅滞なく協議を行うものとする。この際、委託者は協議を経ることなく申出を拒否することや、申出があったことをもって、乙に対し不利益となる取扱いを行わないものとする。
- 2 協議に当たっては、委託者は乙から価格交渉の根拠となる見積書等の資料を徴するなどにより価格転嫁が妥当な水準でなされていることを確認の上、必要な対応を行うものとする。

（紛争等の解決方法）

- 第53条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。
- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 54 条 この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自 1 通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号
支出負担行為担当官

広島労働局総務部長 向山 和紀 印

乙 住 所

受託者名（役職） （氏名） 印

別紙

委託費交付内訳

委託対象経費区分	委託費の額
1 事業費	
2 管理費	
3 人件費	
4 消費税	
合 計	

(様式第 1 号)

番 号
令和 年 月 日

受託者 殿

広島労働局長 印

委託事業変更通知書

年度後半における集中的な就職面接会事業について下記のとおり変更する必要が生じたので、通知します。

記

1 変更理由

2 変更事項

変 更 前	変 更 後

(様式第 2 号)

番 号
令和 年 月 日

広島労働局長 殿

受託者名

委託事業変更承認申請書

年度後半における集中的な就職面接会事業について、変更する必要が生じたので、
下記により申請します。

記

1 変更理由

2 変更年月日 令和 年 月 日

3 変更事項

変 更 前	変 更 後

(様式第 3 号)

変更委託契約書

令和 年 月 日付けで、支出負担行為担当官広島労働局総務部長 向山
和紀（以下「甲」という。）と受託者（役職）（氏名）（以下「乙」という。）との
間で締結した「年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書」について、当
該契約書第 6 条第 3 項に基づき、下記のとおり契約を変更する。

記

- 1。
- 2
- 3

この契約の成立の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙
それぞれ 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 広島県広島市中区上八丁堀 6 番 3 0 号
支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 向山 和紀 印

乙 住 所
受託者名（役職） （氏名） 印

(様式第 4 号)

番 号
令和 年 月 日

広島労働局長 殿

受託者名

委託事業中止（廃止）承認申請書

年度後半における集中的な就職面接会事業について、下記により中止（廃止）する必要が生じたので、申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 中止（廃止）する理由

3 中止期間又は廃止年月日

中止期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

廃止年月日 令和 年 月 日

(様式第 5 号)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

受託者

財産処分承認申請書

今般、年度後半における集中的な就職面接会委託事業により取得した財産について、下記のと通りの処分を認められたいので、年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書第 11 条第 1 項の規定により承認申請いたします。

記

- 1 財産の品目
- 2 数量
- 3 取得年月日
- 4 取得価格
- 5 取得後の使用状況
- 6 処分事由及び方法

※ 受託者が買取を希望する場合は、買取理由、買取希望額及び算定方法も記載すること。

(様式第 6 号)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

受託者名

再委託に係る承認申請書

年度後半における集中的な就職面接会事業の実施にあたり、その一部を下記により再委託することとしたいので申請します。

記

- 1 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
- 2 再委託を行う相手方の業務の範囲
- 3 再委託を行う合理的理由
- 4 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5 再委託金額
※ 見積書等の経費内訳を添付すること。
- 6 その他必要と認められる事項

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること

(様式第 7 号)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

受託者名

再委託に係る変更承認申請書

年度後半における集中的な就職面接会事業の実施にあたり、その一部を再委託することとし、令和 年 月 日付けで承認を受けた内容を下記のとおり変更することとしたいので申請します。

記

	(変更前)	(変更後)
1 再委託の相手方の商号又は名称及び住所		
2 再委託を行う業務の範囲		
3 変更する理由		
4 変更後の事業者が委託される業務を履行する能力		
5 再委託を行う金額		
6 その他必要と認められる事項		

※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

(様式第 8 号)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

受託者名

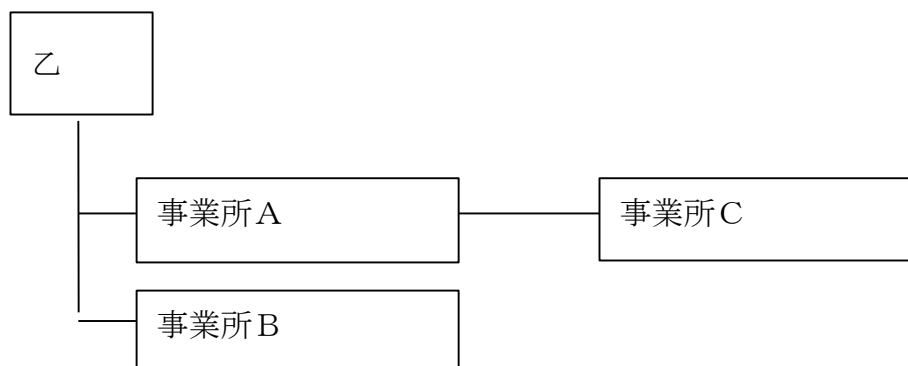
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業所名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業所のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業所名	住所	契約金額（円）	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・		
B			
C			



(様式第 9 号)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 殿

受託者名

履行体制図変更届出書

年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

- 1 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
- 2 変更の内容
- 3 変更後の体制図

(様式第 10 号)

番 号
令和 年 月 日

広島労働局長 殿

受託者名

委託事業実施状況報告書

年度後半における集中的な就職面接会事業の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

1 実施の期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

2 実施状況

3 実施に伴う経費支出状況

事項	計画額	支出額	残額	備考
合計				

(様式第 1 1 号)

番 号
令和 年 月 日

検査職員
〇〇〇〇 殿

受託者名

業務完了報告書

契約件名 年度後半における集中的な就職面接会事業

上記の業務について、令和 年 月 日をもって完了したので、年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書第 1 6 条の規定に基づき報告します。

(様式第 1 2 号)

番 号
令和 年 月 日

広島労働局長 殿

受託者名

委託事業実施結果報告書

年度後半における集中的な就職面接会事業の実施結果について、別添のとおり報告
します。

(様式第 13 号)

番 号
令和 年 月 日

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長

受託者名

委託費精算報告書

令和 年 月 日契約を締結した年度後半における集中的な就職面接会事業の実施に係る委託費の精算について、下記のとおり報告します。

記

- 1 委託費の額 金 円也
- 2 受取済額 金 円也
- 3 委託事業により生じた収入額 金 円也
- 4 委託費支出内訳（明細は別添のとおり）

区分	①委託費の額	②流用額	③流用後の 委託費の額	④支出額	⑤③又は④い ずれか低い額	⑥差引残額 (③－⑤)
合計						

(様式第 14 号)

番 号
令和 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 印

委託事業委託費確定通知書

令和 年 月 日付けで提出のあった「年度後半における集中的な就職面接会事業」の実施に係る委託事業実施結果報告書及び委託費精算報告書について、年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書に基づき審査した結果、下記のとおり確定したので通知します。

記

確 定 額 金 円也

(様式第 15 号)

番 号
令和 年 月 日

官署支出官
広島労働局長 殿

受託者名

委託費支払請求書

令和 年 月 日契約を締結した年度後半における集中的な就職面接会事業の実施に係る経費として、下記金額を交付されたく請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 振込先

振込先金融機関・店舗名
預 金 種 別
口 座 番 号
(カ ナ 名 義)
口 座 名 義
名 義 人 住 所

(様式第 16 号)

番 号
令和 年 月 日

官署支出官
広島労働局長 殿

受託者名

委託費概算払請求書

令和 年 月 日契約を締結した年度後半における集中的な就職面接会事業の実施に係る経費として、下記金額を交付されたく請求します。

記

1 委託費の額 金 円也

2 委託費申請内訳

令和 年 月 日から令和 年 月 日までに要する経費
明細については別紙のとおり

3 振込先

振込先金融機関・店舗名
預 金 種 別
口 座 番 号
(カ ナ 名 義)
口 座 名 義
名 義 人 住 所

(様式第 17 号)

番 号
令和 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官
広島労働局総務部長 印

委託費確定通知及び返還命令書

標記について、令和 年 月 日付けで提出のあった年度後半における集中的な就職面接会事業の実施に係る委託事業実施結果報告書及び委託費精算報告書について、年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書に基づき審査した結果、下記のとおり確定したので通知します。

なお、確定額を超えて、既に交付されている委託費及び交付した委託費により発生した収入等については、同事業委託契約書の規定により令和 年 月 日まで、下記金額の返還を命じます。

記

1	委 託 契 約 額	金	円也
2	確 定 額	金	円也
3	返 還 額	金	円也
	委託費の残額		円
	預 金 利 息		円

(様式第 18 号)

番 号
令和 年 月 日

広島労働局長 殿

受託者名

個人情報保護管理及び実施体制報告書

年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書第 33 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 管理体制

2 実施体制

(様式第 19 号)

個人情報漏えい等事案発生報告書

(第〇報)

受託者名

発生場所

委託者への本報告書発送年月日

年

月

日

曜日

(発覚から 営業日)

(1) 委託者への事案報告年月日	年	月	日	曜日	(発覚から 営業日)
(2) 発覚年月日	年	月	日	曜日	—
(3) 発生年月日	年	月	日	曜日	—
(4) 事案の概要					

(様式第 20 号)

番 号
令和 年 月 日

広島労働局長 殿

受託者名

個人情報管理状況報告書

年度後半における集中的な就職面接会事業委託契約書第 33 条第 7 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 目的外利用の有無 (有 ・ 無)
- 2 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件の遵守
(している ・ していない)
- 3 個人情報の複製等に関する事項の遵守 (している ・ していない)
- 4 個人情報の漏えい等事案発生時における対応に関する事項の遵守
(している ・ していない)
- 5 業務完了あるいは保持不要となった際の速やかな個人情報の消去及び媒体の返却
(している ・ していない)
- 6 その他講じた措置 (自由記載欄)

「年度後半における集中的な就職面接会事業」 の業務委託に関する仕様書

1 概要

大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校において卒業年次の者及び既卒3年以内の者並びに一般若年層（35歳未満）の求職者を対象に就職面接会及び企業説明会（以下「面接会」という。）を年度後半に開催する。

2 委託内容

- （1）参加企業の募集及び選定
- （2）求職者への周知広報及び参加申込受付
- （3）面接会の会場準備及び当日の運営
- （4）面接会の開催結果報告
- （5）その他面接会の企画、運営に係る業務

3 具体的な内容

（1）対象者

大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校において卒業年次の者及び既卒3年以内の者並びに一般若年層（35歳未満）の求職者

（2）開催期間

令和9年1月29日（金） 13時から16時30分まで

（3）参加企業

60社程度

（4）開催場所

〒730-0011 広島市中区基町4-1

広島県立総合体育館（広島グリーンアリーナ） 小アリーナ

※会場は設営等のため、9時～21時まで予約をしていること。

※上記施設の契約及び使用料（会場設営やそれに関する備品等使用料含む）の負担は受託者にて行うこと。

（5）開催要項の作成

受託者は契約締結後速やかに開催要項案を作成し、労働局へ提出すること。開催要項案には、開催日時、会場、対象者、参加方法、当日の実施内容その他必要な事項を記載すること。掲載内容及び構成については労働局と

協議の上決定し、必要に応じて修正を行うこと。開催要項は電子データによる提供が可能なものとする。

(6) 参加企業の募集受付及び選定

ア 募集にあたっては、企業向け周知用開催案内リーフレット（A4判）を作成し、当局が提供する企業リスト（約 1,000 社）に基づき、郵送により周知用開催案内リーフレット及び参加推奨文書等を送付し、参加要請を行うこと。リーフレットのデザイン及び掲載内容については、労働局と協議の上決定すること。

イ 参加受付にあたっては専用のホームページを作成し行うこと。申し込み要件やホームページデザインについては労働局と協議の上決定すること。

ウ 参加を希望する企業から申込みを受け付けた上で、とりまとめて労働局へ報告すること。募集期間中も随時、参加申込み状況を労働局と共有すること。

エ 参加企業の選定は受託者が行うものとする。選定方法は労働局と協議し、必要に応じ労働局の了解を得た上で決定すること。（11 月 27 日頃を目途に決定すること。）

オ 参加申込み企業に対し当落通知を行うとともに、参加決定企業に対して留意事項等の詳細に関する連絡を行うこと。

(7) 求職者への周知広報

ア 専用ホームページを開設し、開催内容や参加企業、参加申込みに関する情報等を掲載すること。また、下記（14）イにおいて作成する求人企業ガイドブックについて、完成後速やかに電子データをホームページへ掲載し、求職者が閲覧できるようにすること。なお、専用ホームページの開設にあたっては、下記 4 留意事項（10）を踏まえて実施することとし、受託者はホームページの構成案、デザイン案及び掲載内容案を作成し、労働局へ提出すること。労働局は提出された内容を確認し、必要があると認める場合は修正を求めることができる。受託者は労働局の確認を受けた後にホームページを公開すること。

イ 求職者周知用リーフレット（A4判カラー両面紙 3,000 部）及びポスター（A2判カラー片面紙 150 部）を作成・配布すること。用紙は光沢紙（コート紙又は同等以上）を使用し、12 月 11 日頃を目途に配布を完了させること。受託者はリーフレットについて、デザインコンセプトの異なる 3 案以上のデザイン案を作成し、労働局へ提出すること。労働局は提出されたデザイン案の中から選定し、必要に応じて修正を求めることができる。配布先については、受託者において配布先一覧案を作成し、労働局と協議の上決定すること。なお、配布先は公共職業安定所、地方自治体及び

大学等の約 150 箇所を予定している。

ウ 求職者の参加促進を図るため、大学等への周知、自治体広報媒体の活用、専用ホームページ、SNS、WEB 広告その他効果的な広報手法を組み合わせた広報活動を実施すること。広報活動の実施に当たっては、実施内容、実施時期、対象者及び目標値について事前に労働局へ説明し、協議の上決定すること。WEB 広告については十分な表示回数及び到達率が確保できるよう実施すること。また、県内の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校等を訪問し、事業説明、リーフレット配布その他参加勧奨を行うこと。訪問先及び実施時期については労働局と協議の上決定すること。訪問結果については、訪問先、実施日、実施内容及び対応者を記録し、労働局へ報告すること。参加申込状況については定期的に労働局へ報告することとし、参加申込者数が開催 2 週間前の時点で 60 名を下回る場合又は労働局が必要と認める場合は、大学等への追加訪問、WEB・SNS 広告の強化その他必要な参加促進策を実施すること。なお、追加対策の内容については労働局と協議の上決定すること。さらに、従来手法による周知に加え、求職者の利用状況を踏まえた新たな広報手法を提案し、実施すること。

エ その他、労働局と協議の上、参加者の確保に努めること。

(8) 参加求職者受付

ア 専用ホームページ内に、求職者が参加申込みを行うことができる受付フォームを設けること。受付フォームは、参加申込者の情報を適切に管理できるものとし、申込者が申込み完了を確認できる機能を備えること。

イ 求職者は事前の参加申込みをしていなくても参加を可能とすること。面接会当日、参加申込みをしていない求職者が来場した場合は、その場で受付を行うこと。

ウ 求職者の参加申込み受付期間中における申込み状況を労働局と共有すること。

(9) 面接会当日の運営（会場設営、受付、進行、会場撤収等）の全てについて主体的に事務処理一切を行うこと。面接会が円滑に進行し、参加企業及び参加求職者からの苦情やトラブルが発生しないよう、十分な人員配置及び綿密な運営計画のもと実施すること。受託者は開催日のおおむね 1 か月前までに、少なくとも当日のタイムスケジュール、人員配置、会場レイアウト、受付方法、誘導方法、緊急時対応及び労働局との連携方法等が分かる資料を作成し、労働局へ提出及び面接会当日の運営方法について労働局との事前打合せを行うこと。また、当日は労働局との調整及び不測の事態への対応に備えるため、総括責任者を配置すること。

(10) 会場設営にあたっては、以下の仕様を大きく下回らないこととすること。

ア 求人者ブース

1 企業につき、机（幅 2m 程度）1 台、求人者用椅子 2 脚、求職者用椅子 4 脚、間仕切りパネル等の設置及び企業名、ユースエール等の厚生労働省認定企業のサインの設置をする。また、各ブースに電源を確保すること。なお、レイアウトについては労働局と協議の上、決定すること。

イ 求職者待機スペース

会場内に求職者用待機椅子を 100 脚程度置くこと。

ウ 事業所受付・求職者受付・記入台・情報コーナー

会場入口に事業所受付、求職者受付、その他総合窓口として受付台を設置すること。また、会場内に記入台、事業所 PR やその他各種情報提供のためのコーナーを設置すること。

エ 就職相談ブース

ハローワーク職員による就職相談を実施するため、会場内に就職相談ブースを設置すること。就職相談ブースには、幅 2m 程度の机 1 台、職員用椅子 2 脚及び相談者用椅子 2 脚を配置するとともに、パーテーションその他の設備により相談内容に配慮した環境を整えること。また、就職相談ブースは面接ブースに近接した場所に設置すること。配置場所については、労働局と協議の上決定すること。

オ 救護スペース

参加求職者その他来場者の体調不良等に対応するため、会場内に救護スペースを設置すること。救護スペースは、周囲から一定の遮蔽が確保され、休養が可能な場所とすること。また、体調不良者が横になって休養できるよう、簡易ベッドその他これに類する設備を 1 台設置すること。

カ 証明写真撮影スペース

下記（13）に記載する証明写真撮影が実施できる設備及びスペースを確保すること。

キ 面接ブース

参加企業が面接を実施できるよう、会場内に面接ブースを 3 ブース以上設置すること。面接ブースには机及び椅子を配置し、求職者と企業担当者が着席して面接を行うことができる環境を整えること。また、面接時のプライバシーに配慮するため、パーテーションその他の設備により周囲から内部が見えにくく、かつ面接内容が聞き取られにくい構造とすること。面接ブースの利用方法については受託者において管理するとともに、必要に応じて利用者の案内及び誘導を行うこと。

ク その他当日の運営に必要な物品を労働局と協議の上、用意すること。

(例)

- ・参加求職者用の企業訪問カード（1人あたり5枚程度とし、150部程度）
 - ・参加企業用ブース訪問記録表（1企業あたり1枚程度とし、70部程度）
 - ・参加証明書（50部程度）
 - ・参加求職者向け案内資料（当日のスケジュール、会場案内図、参加企業の求人情報一覧等を掲載したもの）
 - ・参加企業向け案内資料（当日のスケジュール、会場案内図、会場運営上の留意事項等を掲載したもの）
 - ・マイク（有線、ワイヤレス）
 - ・各ブース及び会場内施設の位置が分かる案内サイン
 - ・会場運営スタッフ、参加企業担当者、参加求職者が明確に区別できる吊り下げ式名札
- など

- (11) 参加求職者全体に対するユースエール認定企業による企業紹介時間を設けること。（例：プレゼンテーションタイムとして各社1分程度の紹介時間を設けるなど）
- (12) 参加求職者の企業理解の促進及び企業ブースへの誘導を図るため、参加求職者のうち希望者を対象としたブースツアーを実施すること。実施方法、実施回数及び対象企業については、労働局と協議の上決定すること。
- (13) 事前申込者の参加促進及び就職活動支援を図るため、当日会場で証明写真撮影を実施すること。
- ア 撮影対象者は事前申込者とし、先着100名を想定すること。
- イ 撮影ブースは周囲から撮影状況が見えないようパーテーション等により区画すること。
- ウ 撮影は証明写真撮影経験を有する者又はこれと同等の技術を有する者が実施すること。
- エ 撮影に当たっては、証明写真撮影に適した無地の白色背景紙、背景スクリーンその他これに類する設備及び照明設備を使用すること。
- オ 写真は履歴書等への使用に適した品質の写真専用紙に印刷すること。
- カ 写真のサイズは履歴書等に使用可能な証明写真サイズ（縦40mm×横30mm程度）とし、1人につき1シート（証明写真4枚分以上）を提供すること。
- キ 撮影した写真は当日中に本人へ手渡しにより提供することとし、電子データによる提供は行わないこと。
- ク 写真を提供する際は、参加者本人に当該写真が本人のものであることを

確認させること。

ケ 撮影により作成した電子データについては、写真提供後速やかに削除し、遅くとも当日中に全て削除すること。

コ 個人情報については適切に管理し、本事業以外の目的に利用してはならない。

(14) 参加求職者に対して、以下ア、イに示す配布物を制作し、当日受付にて配布すること。

ア 参加ノベルティとして、多機能ペン、クリアファイルを制作し配布すること。2点で1セットとし、100セット用意すること。各ノベルティの仕様は次のとおりとすること。

- ・多機能ペン（黒・赤・青インク及びシャープペンシル機能付き）
- ・クリアファイル

デザイン等詳細については労働局と協議の上決定すること。なお、受託者は各ノベルティについて、デザインコンセプトの異なる3案以上のデザイン案を作成し、労働局へ提出すること。また、各ノベルティの品質については、実用性及び耐久性を有し、就職活動及び業務等において継続的に使用できるものとし、仕様が確認できる資料又は現物見本を事前に提出し、労働局の確認を受けること。

イ 就職面接会当日用の資料として、求人企業のPR及び求人内容を掲載した求人企業ガイドブック（A4判、冊子形式、カラー印刷、参加企業1社あたり1ページ、100部程度）を作成し、会場で配布すること。表紙及び裏表紙はコート紙 110kg 程度又はこれと同等以上の品質を有する用紙を使用すること。本文はマットコート紙 90kg 程度又はこれと同等以上の品質を有する用紙を使用すること。掲載内容、デザイン及び構成については労働局と協議の上決定すること。なお、各企業ページには企業写真、職場風景写真又は企業製品等の写真を1点以上掲載することを基本とする。

(15) 参加企業ごとの訪問人数、面接人数及び採用選考状況を把握できるよう、必要な記録及び集計を行うこと。

(16) 面接会当日に、参加企業や参加求職者に対し、面接会の円滑な運営に関するアンケートを実施すること。アンケートの内容については労働局と協議の上決定すること。

(17) 参加企業及び参加求職者の参加料や入場料は無料とすること。

(18) 報道機関からの取材に対しては、事前に労働局と相談のうえ対応すること。また、面接会当日に報道機関に配布する資料について、事前に掲載内容を労働局へ確認の上、作成すること。

(19) 作業の進捗状況等を報告するため、労働局の担当職員との会議を定期的に

行うこと。

- (20) 面接会終了後おおむね 1 か月以内に、面接会の開催結果報告書を提出すること。開催結果報告書においては、参加企業及び参加求職者の数、属性、参加企業毎の来訪人数、面接実施人数、採用選考の進捗状況、内定状況並びに上記 (16) のアンケート結果等を記載することを想定しているが、開催結果報告書の内容については労働局と協議の上決定すること。また、受託者は面接会終了後 1 か月後を目安として参加企業への追跡調査を実施し、面接会を契機として実施された面接人数、採用選考の進捗状況及び内定状況を把握の上、その結果を労働局に報告すること。
- (21) 仕様書に則って、納入成果物（開催結果報告書等）を提出すること。その際、労働局の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料（写真等）を、納入成果物と併せて提出すること。検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格品が生じた場合、受注業者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な修正を行った後、指定した日時までに、修正が反映された成果物をすべて納品すること。
- (22) 企業及び求職者に係る情報については、労働局との連絡調整等に使用を限定し、それ以外の目的での使用を禁止する。また、契約期間の最終日をもって、情報を全て廃棄（紙等に印刷したものについては裁断、電磁的記録については消去）すること。
- (23) その他、仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者との間で別途協議する。

4 留意事項

(1) 事業計画書の提出

受託者は受託が決定次第速やかに、本事業に係る詳細な計画書を提出することとし、労働局の了解を得る必要があること。内容が不十分であると判断される場合は計画の修正を行う必要があること。その他、労働局との連絡調整を十分に行った上で業務を実施すること。

(2) 守秘義務

受託者は、契約の履行に当たり、業務上知り得た情報については、他人に漏らしたり、他に利用するための情報として提供したりしないこと。

(3) 個人情報保護

受託者は、業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、別途広島労働局が定める「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報に係る苦情及び法令違反と認められる事例が発生した場合は、速やかに労働局に報告するとともに、その指示に基づき、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を講じること。

(4) 販売・宣伝の禁止

受託者は、面接会の会場等において、受託者の利益となりうる商品等の販売、宣伝及びこれに類する行為を行ってはならない。

(5) プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止

面接会において、参加求職者のプライバシーの侵害とみなされる行為及び労働局の業務の妨害とみなされる行為を行ってはならない。

(6) 緊急時の対応

面接会において事故、急病等の緊急事態が発生した場合には、受託者の責任のもと、救急車の手配等適切な措置を講じるとともに、速やかに労働局へ連絡すること。

(7) 再委託

ア 委託業務の実施にあたり、その全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に再委託してはならない。

イ 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。

ウ 事業実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、受託者は、原則としてあらかじめ再委託に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告聴取その他運営管理の方法について書面により申し出た上で、支出負担行為担当官広島労働局総務部長の承認を得なければならない。ただし、事業の一部の再委託に当たっては、原則として、以下のことを行ってはならないこと。

（ア） 就職面接会の企画や当日の運営等、本事業の主体的な部分について、一括して再委託すること。

（イ） 委託費の金額に対する再委託に要した経費の割合が 50%を超えること。

エ 委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先等を明らかにした上で支出負担行為担当官広島労働局総務部長の承認を得ること。

オ 上記ウ又はエにより再委託を行う場合には、受託者は再委託先から必要な報告を聴取すること。

カ 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

キ 上記の守秘義務、個人情報保護、販売・宣伝の禁止、プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止、緊急時の対応等については、再委託先は受託者と同様の義務を負うものとする。

(8) 一般管理費

一般管理費の算出に当たって、一般管理費率を用いて算出する場合は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とすること。

$$\text{一般管理費率} = (\text{「販売費及び一般管理費」} - \text{「販売費」}) \div \text{「売上原価」} \times 100$$

(9) 通報窓口の設置

厚生労働省では、受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているので、以下の内容を社内で説明・周知するとともに、説明・周知した結果を別紙様式1「通報窓口の周知完了報告書」により労働局に報告すること。

<説明・周知内容>

厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注業者に契約違反などがある場合に、受注業者の社員等からの通報を受け付けることができるよう専用窓口を設置しています。

今般、貴社との契約を締結しましたので、当該契約について、今後、不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合がありますら、次の専用窓口まで御連絡ください。

(通報窓口) 厚生労働省大臣官房会計課監査指導室

①書面（郵送）の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房会計課監査指導室 宛

②FAXの場合

厚生労働省大臣官房会計課監査指導室

03-3595-2121

③メールの場合

keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp（専用メールアドレス）

(10) ドメイン使用の原則

ア 受託者が就職面接会の周知のためウェブサイトの作成を実施する場合は、以下のセキュリティ要件を遵守すること。

(ア) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「安全なウェブサイトの作り方」に則った対策を実施し、「チェックリスト」を用いて適切な対策が講じられているかを確認すること。

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/about.html>

(イ) ウェブアプリケーションの運用時は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）による「安全なウェブサイトの運用管理に向けての20

ヶ条～セキュリティ対策のポイント～」に則った対策を実施し、「チェックリスト」の全ての実施項目について確認すること。

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/sitecheck.html>

(ウ) クラウドサービスでウェブサイトを開設する場合は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されているサービスを利用すること。

<https://www.ismap.go.jp/csm>

イ 委託者は、ウェブサイト公開前に対策が適切に講じられているかを確認すること。

ウ ウェブサイトは、mhlw.go.jp ドメインを使用すること。ドメインの取得及び廃止手続については、委託者の指示に従うこと。

(11) データ廃棄

本業務で作成したデータ等については、業務の終了に伴い不要となった場合又は労働局から廃棄の指示があった場合には、回復が困難な方法により速やかに廃棄し、別紙様式 2「年度後半における集中的な面接会事業に係るデータ等の利用後の廃棄について」を労働局に提出すること。

(12) 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

(事業担当部局) 広島労働局職業安定部職業安定課 (082) 502-7831

(契約担当部局) 広島労働局総務部総務課 (082) 221-9241

別紙様式 1

令和 年 月 日

通報窓口の周知完了報告書

受託者名

当社が厚生労働省と契約しました「年度後半における集中的な面接会事業」の実施に当たりまして、厚生労働省では、受託業者が契約に違反した場合、受注業者の社員等から通報を受け付ける専用窓口を設置していることを、以下のとおり当社社員へ周知しましたので、報告します。

【周知方法】

（掲示板への掲示、メール等、周知の方法を具体的に記載すること。）

【周知内容】

（周知した内容を具体的に記載すること。）

令和 年 月 日

年度後半における集中的な面接会事業に係る
データ等の利用後の廃棄について

受託者名

業務履行中に作成・活用されたデータ等については、下記のとおり廃棄しましたので、報告します。

記

1 データの媒体等及び廃棄方法

(該当する①データの媒体等と②その廃棄方法の両方に○を付けてください。)

- ・ ①電磁的記録媒体 — ②裁断
- ・ ①紙媒体 — ②焼却 or 溶解 or 裁断
- ・ ①外部ネットワークに物理的に接続していないパソコンのデータ — ②データ消去
- ・ その他 ① (媒体等の種類を記載) — ② (廃棄方法を記載)

※ ①と②の組合せがない場合も「その他」に記載願います。

2 廃棄が完了した年月日

令和 年 月 日

※上記 1 の廃棄が全て完了した年月日を記入してください。